

## 第18 条例・要綱等

### 1 田原市防災会議条例

昭和38年3月28日

条例第3号

改正 昭和46年8月2日条例第17号

平成12年3月28日条例第6号

平成18年3月31日条例第17号

平成21年3月18日条例第12号

平成24年9月28日条例第23号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、田原市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 田原市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員25人以内をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 市の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 愛知県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 愛知県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (8) 市長が必要と認めて任命する者

6 前項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、愛知県の職員、市の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第5条 防災会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 防災会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年8月2日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月28日条例第6号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日条例第17号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月18日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月28日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 田原市防災会議委員

令和5年1月1日現在

- ・会 長 田原市長 山下 政 良
- ・指定地方行政機関（条例第3条第5項第1号による委員）

機 関 名	職 名
三河海上保安署	署長
三河港湾事務所	所長

- ・愛知県職員（条例第3条第5項第2号による委員）

機 関 名	職 名
愛知県東三河総局	総局長
愛知県東三河農林水産事務所	所長
愛知県東三河建設事務所	所長
愛知県三河港務所	所長
愛知県豊川保健所田原保健分室	分室長

- ・愛知県警察官（条例第3条第5項第3号による委員）

機 関 名	職 名
田原警察署	署長

- ・田原市職員（条例第3条第5項第4号による委員）

機 関 名	職 名
田原市	副市長

- ・教育委員会（条例第3条第5項第5号による委員）

機 関 名	職 名
田原市教育委員会	教育長

- ・消防機関の長（条例第3条第5項第6号による委員）

機 関 名	職 名
田原市消防本部	消防長
田原市消防団	団長

- ・指定公共機関、指定地方公共機関（条例第3条第5項第7号による委員）

機 関 名	職 名
西日本電信電話(株)東海支店設備部	設備部長
中部電力パワーグリッド(株)田原サービスステーション	所長
豊橋鉄道株式会社	常務取締役鉄道部長

- ・その他（条例第3条第5項第8号による委員）

機 関 名	職 名
田原市議会	議長
田原市社会福祉協議会	会長
田原市医師会	災害救急医療委員会会長
田原市地域コミュニティ連合会	会長
田原市赤十字奉仕団	委員長
豊川総合用水土地改良区田原管理事務所	所長
田原市土地改良区	理事長
陸上自衛隊中部方面隊第10師団第10特科連隊	第2大隊長
愛知みなみ農業協同組合	代表理事組合長
手をつなぐ育成会	

- ・専門委員（条例第4条による委員）

機 関 名	職 名
名古屋大学	名誉教授
関西大学	教授

## 2 田原市防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、田原市防災会議条例（昭和38年田原町条例第3号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、田原市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 防災会議の会議（以下「会議」という。）は、会長がその議長となる。

(代理出席)

第3条 防災会議の委員（以下「委員」という。）は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、職務上関連のある者を代理者として出席させることができる。

2 前項の代理者は、委員とみなす。

(専決処分)

第4条 緊急を要し、会議を招集するいとまがないと認めるときその他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、条例第5条第3項の規定にかかわらず、会長は、会議において処理すべき事項のうち軽易なものについては専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の会議にその旨を報告するものとする。

(庶務)

第5条 防災会議の庶務は、防災対策課が処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、防災会議の運営等について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

### 3 田原市災害対策本部条例

昭和38年3月28日

条例第4号

改正 平成8年3月25日条例第3号

平成24年9月28日条例第23号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、田原市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属するべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月25日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月28日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

#### 4 田原市地震災害警戒本部条例

平成14年6月17日

条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定に基づき、田原市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第2条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 愛知県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (2) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (3) 市の教育委員会の教育長
- (4) 市の消防機関の職員のうちから市長が任命する者
- (5) 市長が必要と認めて任命する者

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、市の職員のうちから、市長が任命する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 部長に事故があるときは、当該部に属する本部員又は本部職員のうちから当該部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 5 田原市災害派遣手当等の支給に関する条例

昭和38年3月28日

条例第6号

改正 昭和51年7月1日条例第9号

平成7年6月20日条例第12号

平成16年12月22日条例第34号

平成25年3月26日条例第20号

平成26年3月26日条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、職員（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項に規定する職員、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条に規定する職員、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条に規定する職員及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）に対する災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下「災害派遣手当等」という。）に関する事項を定めるものとする。

(災害派遣手当等)

第2条 災害派遣手当等は、職員が住所又は居所を離れて田原市内に滞在することを要する場合において、滞在した期間及び利用施設の区分に応じ別表に定める額を支給する。

(支給方法)

第3条 前条に規定する災害派遣手当の支給方法は、田原市職員に支給される諸手当の例による。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年7月1日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年6月20日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年12月22日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月26日条例第20号）

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の施行の日から施行する。

附 則（平成26年3月26日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

施設の利用区分 派遣を受けた 田原市の区域に滞在する期間	公用の施設又はこれに 準ずる施設 (1日につき)	その他の施設 (1日につき)
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円



## 6 田原市防災行政無線局運用管理規程

昭和57年2月23日

訓令第1号

改正 昭和57年8月31日訓令第2号  
昭和58年3月1日訓令第1号  
昭和58年8月31日訓令第2号  
平成15年3月31日訓令第4号  
平成15年8月20日訓令第9号  
平成16年4月1日訓令第3号  
平成17年9月22日訓令第9号  
平成21年3月31日訓令第11号  
平成23年3月31日訓令第3号  
平成25年3月29日訓令第4号  
平成26年3月31日訓令第1号  
平成27年12月28日訓令第4号  
平成28年3月31日訓令第9号  
令和2年3月23日訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知県田原市防災行政無線局の適正な運営を図るため必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程に用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。
- (2) 固定局 一定の固定地点間の通信を行うための無線局をいう。
- (3) 基地局 陸上移動局と通信を行うため、陸上に開設する移動しない無線局をいう。
- (4) 移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する無線局（船上通信局を除く。）をいう。
- (5) 無線設備 無線電話その他電波を送り又は受けるための電氣的設備をいう。

(無線局の目的)

第3条 無線局は、田原市の地域における防災及び行政活動の円滑な実施に資することを目的とする。

(無線局の構成等)

第4条 無線局の構成等は、別表第1通信系統図及び別表第2無線局配置図のとおりとする。

(無線管理者)

第5条 無線局の適正な管理運営を図るため、無線局に管理責任者（以下「無線管理者」という。）を置く。

- 2 無線管理者は、防災局防災対策課長をもって充てる。
- 3 無線管理者は、当該無線局の事務を掌理する。

(運用主任者及び通信担当者)

第6条 無線局に運用主任者及び通信担当者を置く。

- 2 運用主任者及び通信担当者は、電波法（昭和25年法律第131号）第40条に定める資格を有する無線従事者の中から無線管理者が指名する。
- 3 運用主任者は、無線管理者の命を受け、無線局の運用を管理する。

4 通信担当者は、運用主任者のもとで通信の操作及び無線設備の維持の実務を行う。

(定期点検等)

第7条 無線管理者は、無線局の正常な機能の維持に努めるとともに、年2回以上運用主任者に命じて無線設備及び発動発電機の整備点検を行わせなければならない。

(書類の備付け)

第8条 無線管理者は、電波法第60条及び電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第38条の規定により無線局に備え付けなければならない書類のほか、無線局の管理に必要と認められる書類を備え付けておかななければならない。

2 運用主任者は、無線業務日誌（別記様式）及び保全点検簿等を整理するとともに毎月1回以上無線管理者の検閲を受けなければならない。

3 運用主任者は、この条に定められた備付書類を適正に管理し、保存しなければならない。

(無線従事者の選任及び解任)

第9条 無線管理者は、無線従事者が異動した場合は、遅滞なく無線従事者選（解）任届を東海総合通信局長に提出しなければならない。

2 無線管理者は、常に無線従事者の適正な配置に留意するとともに適時有資格者の確保に努めなければならない。

(無線局の運用)

第10条 無線局の運用は、電波法及び無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）に基づくほか、無線管理者の幸領によるものとし、以下各条に規定する。

(運用時間)

第11条 無線局の運用は、原則として固定局及び基地局は常時とし、移動局は随時とする。ただし、移動局を開局し、又は閉局するときは、無線管理者に報告し、承認を得るものとする。

(通信の種類)

第12条 通信の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 非常通信 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないとき、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。
- (2) 緊急通信 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命及び財産の保護並びに国土の保全のために行う通信並びに平常時において早急に連絡しなければ時機を逸し、効果の消滅すると判断される場合に行う。
- (3) 一斉通信 同一事項について2以上の相手方と同時に行う通信をいう。
- (4) 試験通信 無線設備の保守点検等のために試験的に行う通信をいう。
- (5) 普通通信 前各号以外の通信をいう。

(通信の取扱順位)

第13条 通信の取扱順位は、非常通信及び緊急通信を第1順位とし、一斉通信を第2順位とし、その他の通信を第3順位とする。

2 同一順位の通信においては、人命の保護に関する通信を優先しなければならない。

(通信統制)

第14条 無線管理者は、災害その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認めるとき、その他必要があると認めるときは、普通通信を制限し、その他通信の統制に必要な措置をとることができる。

(無線業務日誌への記録)

第15条 通信担当者は、通話の都度、必要な事項を無線業務日誌に記録しておかなければならない。

(災害時における通信体制等)

第16条 無線管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは通信の確保に必要な措置をとらなければならない。

- (1) 県下に気象、地象、水象に関する注意報が発表されたとき。
- (2) 前号の警報が発表されたとき。
- (3) 大地震に関する警戒宣言が発せられたとき。
- (4) その他状況により市長が警戒体制を命じたとき。

2 無線管理者は、非常災害時における通信を確保するため、あらかじめ無線従事者等の動員計画、非常呼集計画等を整備しておかなければならない。

3 無線管理者は、非常事態の発生に備え常に無線設備の稼動状況を把握するとともに、あらかじめ非常用予備電源等の整備に努めなければならない。

4 無線管理者は、随時移動局の感度交換通信（試験通信）を行い非常の場合の活用には備えなければならない。

(通信訓練)

第17条 無線管理者は、無線局の効率的運用を図るため、定期的に所属職員に対し取扱要領等について研修を行うとともに四半期に1回以上通信訓練を実施しなければならない。

(実施に関する事項)

第18条 この規程の実施に関し必要な事項は、無線管理者が別に定める。

附 則

この訓令は、昭和57年2月23日から施行する。

附 則（昭和57年8月31日訓令第2号）

この訓令は、昭和57年9月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月1日訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年8月31日訓令第2号）

この訓令は、昭和58年9月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日訓令第4号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年8月20日訓令第9号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年4月1日訓令第3号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年9月22日訓令第9号）

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日訓令第11号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日訓令第3号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日訓令第4号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日訓令第1号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月28日訓令第4号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日訓令第9号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月23日訓令第1号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

## 7 田原市地域防災無線局運用管理規程

平成16年4月1日

訓令第1号

改正 平成17年9月22日訓令第10号

平成21年3月31日訓令第12号

平成25年3月29日訓令第3号

平成26年3月31日訓令第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、田原市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する田原市地域防災無線局（以下「無線局」という。）の管理運用について、電波法（昭和25年法律第131号）及び関係法令に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程に用いる用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行うものの総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- (2) 基地局 陸上移動局と通信を行うため、陸上に開設する移動しない無線局をいう。
- (3) 陸上移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。
- (4) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有するものをいう。
- (5) 無線設備 無線電話その他電波を送り又は受けるための電氣的設備をいう。

(無線局の回線構成及び配置等)

第3条 無線局の回線構成及び配置等は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(無線管理者)

第4条 無線局に管理責任者（以下「無線管理者」という。）を置く。

- 2 無線管理者は、防災対策課長をもって充てる。
- 3 無線管理者は、当該無線局の事務を掌理する。

(無線局管理者)

第5条 陸上移動局のそれぞれに無線局管理者を置く。

- 2 無線局管理者は、設置先責任者をもって充てる。
- 3 無線局管理者は、無線管理者の命を受け、当該無線局の管理、監督の業務を行う。

(運用主任者及び通信担当者)

第6条 無線局に運用主任者及び通信担当者を置く。

- 2 運用主任者及び通信担当者は、電波法（昭和25年法律第131号）第40条に定める資格を有する無線従事者の中から無線管理者が指名する。
- 3 運用主任者は、無線管理者の命を受け、無線局の運用を管理する。
- 4 通信担当者は、運用主任者のもとで通信の操作及び無線設備の維持の実務を行う。

(通信者)

第7条 陸上移動局に通信者を置く。

- 2 通信者は、無線局の運用に携わる田原市、防災関係機関及び生活関連機関の職員とする。
- 3 通信者は、通信担当者の管理のもと電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行うものとする。

(無線従事者の配置及び養成等)

第8条 無線管理者は、無線局の運用体制を確保するため、必要な無線従事者を選任するものとする。

- 2 無線管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。
- 3 無線管理者は、無線従事者の現状を把握するため毎年4月1日をもって無線従事者名簿(様式第1号)を作成する。

(無線業務日誌の記録)

第9条 運用担当者は、通話の都度、必要な事項を無線業務日誌(様式第2号)に記録しておかなければならない。

(備付書類等の管理)

第10条 無線管理者は、電波法等関係法令に基づく書類等を管理保存する。

- 2 無線管理者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。
- 3 無線業務日誌及び保全点検簿等を整理するとともに毎月1回以上無線管理者の検閲を受けなければならない。
- 4 無線管理者は、無線従事者が異動した場合は、遅滞なく無線従事者選(解)任届を東海総合通信局に提出しなければならない。

(通信の種類)

第11条 通信の種類は、次のとおりとする。

- (1) 非常通信 災害発生等非常時の通信をいう。
- (2) 普通通信 非常時通信以外をいう。

(通信の原則)

第12条 通信は、簡単明瞭に行い、無線局開設の目的に反するものを内容としてはならない。

- 2 通信は、非常通信を優先とする。

(通信の統制)

第13条 無線管理者は、通信の円滑な運用を確保するために必要と認めるときは、普通通信を制限し、その他通信の統制に必要な措置をとることができる。

(秘密の保持)

第14条 通信業務に従事する者は、その職務上知り得た情報を漏らしてはならない。

(無線設備の保守点検)

第15条 無線管理者は、無線局の正常な機能の維持に努めるとともに、年1回以上運用主任者に命じて無線設備及び発動発電機の整備点検を行わせなければならない。

(通信訓練)

第16条 無線管理者は、災害の発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次

により定期的な通信訓練を行うものとする。

- (1) 総合防災訓練実施時
- (2) 定期通信訓練として毎年1回  
(研修)

第17条 無線管理者は、毎年1回以上、運用主任者等に対して電波法等関係法令及び無線機の取扱要領等の研修を行うものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年9月22日訓令第10号）

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日訓令第12号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日訓令第3号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日訓令第2号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

## 8 田原市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年3月26日

条例第14号

改正 昭和50年3月28日条例第8号

昭和51年12月20日条例第25号

昭和53年6月27日条例第19号

昭和56年9月30日条例第16号

昭和57年9月30日条例第18号

平成3年12月25日条例第30号

平成12年12月20日条例第31号

平成23年12月19日条例第21号

平成31年3月25日条例第12号

令和元年9月27日条例第35号

### 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 災害弔慰金の支給（第3条—第8条）

第3章 災害障害見舞金の支給（第9条—第11条）

第4章 災害援護資金の貸付け（第12条—第15条）

第5章 補則（第16条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除



く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡者の死亡当時において、その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 第3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいられた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 市長の避難命令にしたがわなかった場合

(支給の手續)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にか

かった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

#### 第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）

があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項に規定する内閣総理大臣が被害の程度その他の事情を勘案して定める場合にあっては、5年）とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合にあっては無利子とし、保証人を立てない場合にあっては据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項

及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

#### 第5章 補則

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年3月28日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年12月20日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例第5条の規定は、昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和53年6月27日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例第5条の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和56年9月30日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第10条第1項及び第10条の2の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和57年9月30日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則 (平成3年12月25日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年6月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護金の貸付けについて適用する。

附 則 (平成12年12月20日条例第31号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成23年12月19日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について適用する。

附 則 (平成31年3月25日条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第13条第2項並びに第15条第2項及び第3項(「第13条第1項、令」を「第13条第1項及び令」に改める部分に限る。)の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項本文の規定による改正後の第14条及び第15条第3項の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月27日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 9 田原市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和49年3月30日

規則第9号

改正 昭和57年9月30日規則第8号

平成元年12月11日規則第18号

平成20年9月25日規則第51号

平成26年9月30日規則第21号

### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、田原市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年田原町条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、田原市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、田原市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対しては、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を提出させるものとする。

#### 第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（様式第2号。以下「借入申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（様式第3号。以下「貸付決定通知書」という。）を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（様式第4号）をもって借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した災害援護資金借用書（様式第5号。以下「借用書」という。）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第6号）を市長に提出するものと

する。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第8号)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定したときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、延滞利子の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定をしたときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第14号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第15号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに、市長に氏名等変更届(様式第16号)によりその旨を届け出なければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

第5章 補則

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年9月30日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（平成元年12月11日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年9月25日規則第51号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に改正前の田原市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定に基づき作成されている様式用の紙は、改正後の田原市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成26年9月30日規則第21号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

（田原市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

4 この規則の施行の際、現に改正前の田原市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規程に基づき作成されている様式用の紙は、改正後の田原市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規程にかかわらず、当分の間、使用することができる。



## 10 田原市災害見舞金等の支給に関する条例

平成7年9月26日

条例第19号

改正 平成21年12月21日条例第33号

平成24年3月27日条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害により被害を受けた市民に対する災害見舞金及び弔慰金（以下「災害見舞金等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「災害」とは、地震、落雷、風水害等の自然災害及び火災をいう。

2 この条例において「被災者」とは、市の区域内において災害を受けた者をいう。

(支給の要件)

第3条 市長は、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により住民基本台帳に記録されている者が被災者になった場合において、被災者の属する世帯の世帯主（次条第1項第1号に掲げる場合において被災者が世帯主であるときは、その者の葬祭を行う者。以下「受給資格者」という。）に対し、災害見舞金等を支給するものとする。

(災害見舞金等の額)

第4条 災害見舞金等の額は、次の各号に掲げる被害の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 災害により、世帯に属する者が死亡したとき、又は死亡したと推定されるとき 1人当たり20万円
- (2) 災害により、世帯に属する者が1月以上にわたり入院加療を必要とする負傷をしたとき 1人当たり5万円
- (3) 災害により、世帯に属する者が1週間以上1月未満にわたり入院加療を必要とする負傷をしたとき 1人当たり3万円
- (4) 災害により、自己の居住の用に供する住宅又は家財が全焼、全壊又は流失したとき 1世帯当たり10万円
- (5) 災害により、自己の居住の用に供する住宅又は家財が半焼又は半壊したとき 1世帯当たり5万円
- (6) 災害により、自己の居住の用に供する住宅が床上浸水したとき 1世帯当たり3万円

2 前項第4号から第6号までに掲げる被害の程度の判定基準は、規則で定める。

(届出)

第5条 受給資格者は、災害が発生した日から1月以内に被害の状況を市長に届け出なければならない。ただし、被害の状況を公簿等により確認することができる場合、その他市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(支給の制限)

第6条 市長は、災害が被災者の属する世帯の世帯員の故意若しくは重大な過失による場合又は被災者が当該災害について別に田原市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年田原町条例第14号）の規定による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給を受けた場合には、災害見舞金

等の全部又は一部を支給しないことができる。

(災害見舞金等の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正な手段により災害見舞金等の支給を受けた場合又は既に災害見舞金等の支給を受けた者が前条の災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給を受けた場合には、災害見舞金等の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第8条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年12月21日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行し、平成21年10月8日以後に発生した災害に係る災害見舞金の額について適用する。

附 則 (平成24年3月27日条例第5号)

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

## 11 田原市災害見舞金等の支給に関する条例施行規則

平成7年9月26日

規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、田原市災害見舞金等の支給に関する条例（平成7年田原町条例第19号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(被害程度の判定基準)

第2条 条例第4条第2項の被害の程度の判定基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第4条第1項第4号の場合 住宅又は家財の6割以上が焼失し、損壊し、又は流失したため使用することができないとき。
- (2) 条例第4条第1項第5号の場合 住宅又は家財の2割以上6割未満が焼失し、又は損壊したとき。
- (3) 条例第4条第1項第6号の場合 浸水が住宅の床上以上に達したとき、又は著しい漏水等のため一時的に居住することができないとき。

(届出)

第3条 条例第5条の規定による届出は、被災届（様式第1号）を市長に提出することにより行わなければならない。

(台帳)

第4条 市長は、災害見舞金等支給台帳（様式第2号）を備え、災害見舞金等の支給の状況を記録するものとする。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 12 田原市農地災害復旧事業分担金徴収条例

昭和41年11月7日

条例第25号

改正 昭和52年10月1日条例第25号

平成6年12月19日条例第26号

平成12年3月28日条例第7号

平成20年9月25日条例第24号

平成26年9月30日条例第22号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定により、田原市が施行する農地災害復旧事業（以下「災害復旧事業」という。）の分担金の徴収に関する事項について定めるものとする。

(分担金の徴収)

第2条 災害復旧事業に要する費用に充てるため、分担金を徴収する。

- 2 分担金は、災害復旧事業によって利益を受ける土地の所有者及び利用者から徴収する。
- 3 前項の規定により徴収する分担金の総額は、災害復旧事業の施行に要する費用のうち、国及び県から交付を受けるべき補助金（以下「補助金」という。）の額を除いたものに100分の50を乗じて得た額の範囲内において規則で定める。
- 4 第2項の規定により分担金の徴収を受けるべき者の分担金の額は、市長がその者の受益の程度を考慮して定める率に応じて、前項の規定により定められた分担金の総額を割りふった額とする。

(徴収の方法及び時期)

第3条 分担金を徴収するときは、納入義務者に対し納入通知書を発行しなければならない。

- 2 分担金の徴収の時期は、事業完了の日までとする。

(分担金の還付又は追徴)

第4条 前条による分担金徴収後において、設計及び補助金の額等に変更を生じた場合は、分担金の一部を還付又は追徴することができる。

(分担金の減免)

第5条 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を含む。）を受けている者その他特別の事情があると認める者に対しては、分担金を減免することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(過料)

第7条 詐欺その他不正の行為により分担金の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

- 2 前項に定めるものを除くほか、分担金の収入を減損するおそれのある行為その他分担金の徴収の秩序を乱す行為をした者に対しては、5万円以下の過料を科する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和41年11月15日以降に事業を開始する災害復旧事業について適用する。

附 則（昭和52年10月1日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年10月1日以降に事業を開始する災害復旧事業について適用する。

附 則（平成6年12月19日条例第26号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月28日条例第7号）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成20年9月25日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年9月30日条例第22号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

### 13 田原市農地災害復旧事業分担金徴収条例施行規則

昭和41年11月7日

規則第23号

改正 昭和52年10月1日規則第10号

平成26年9月5日規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、田原市農地災害復旧事業分担金徴収条例（昭和41年田原町条例第25号。以下「条例」という。）の実施に関する事項について定めるものとする。

(分担金の総額)

第2条 条例第2条第3項に規定する分担金の総額は、農地災害復旧事業の施行に要する費用のうち、国及び県から交付を受けるべき補助金の額を除いたものに次の各号に掲げる事業費の区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

(1) 事業費13万円以上40万円未満のもの 100分の50

(2) 事業費40万円以上のもの 100分の35

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年10月1日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年9月5日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

## 14 田原市自主防災活動推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、田原市自主防災活動推進協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、市内各自主防災会及び田原市、並びに関係団体などと防災協働社会の構築を図り、地域防災力の向上を促進することで「自分の身は自分で守る。地域は自分たちで守る。」を達成することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 自主防災会の育成、強化に関すること
- (2) 防災、減災対策にかかわる人材の育成に関すること
- (3) 地域防災力向上のための情報収集及びPR活動（イベント事業等を含む）に関すること
- (4) 国、県、市及び地区の相互連絡に関すること
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 本会は、市内各コミュニティ協議会と田原市などによって組織し、それぞれが委員を選出する。

- (1) コミュニティ協議会は、校区コミュニティ協議会長を委員として選出する。
- (2) 田原市は、自主防災活動に関する部長を委員として選出する。
- (3) コミュニティ協議会は、被害想定が甚大な地区から1名の委員を選出することができる。

2 本会の目的を達成するため、会長の推薦により学識経験者や、各種団体などから委員を選出することができる。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名

2 会長は、地域コミュニティ連合会会長をもって充てる。

3 会長は、本会を代表し会務を総理する。

4 副会長は、地域コミュニティ連合会副会長2名及び田原市防災局長をもって充てる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

6 役員任期は、1年とし再任を妨げない。ただし、役員任期中に異動が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第6条 本会に、事業の促進に関し助言を得るため、顧問を置くことができる。

(会議)

第7条 本会の会議は、役員選任、事業計画、規約の改正及びその他会長が必要と認める事項などを議題として、会長が招集し、会長が議長を務める。

(専門部会)

第8条 本会は、必要に応じて専門部会などを設けることができ、その委員は会長が選任する。

(事務局)

第9条 本会の事務局は、田原市防災局に置く。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成19年7月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年1月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年7月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年1月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年5月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年5月24日から施行する。



## 15 田原市自主防災活動推進要綱

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この要綱は、田原市地域防災計画に掲げる「防災協働社会の形成」の実現に向けて、市内の各地域の中で自主的に組織された防災組織の育成及び活動の推進を図り、もって田原市全体の防災活動の円滑な実施に寄与することを目的とする。

#### (自主防災会)

第2条 この要綱において、「自主防災会」とは、日頃から災害に備えるとともに災害時には被害を最小限に抑え、その拡大を阻止すること及び避難誘導、救出救護等を行うことを目的として、地区自治会等を単位に自主的に結成された組織をいう。

#### (活動内容)

第3条 自主防災会は、日頃から市、地域の消防団及び事業所等の防災組織と密接な連携のもと、次に掲げる活動を行うものとする。

#### (1) 平常時の活動

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 高齢者、障害者、乳幼児等災害時要援護者等の把握
- ウ 地域内の危険箇所、防災資源等の把握
- エ 防災訓練の実施及び消火、救助、救護等の技術の習得
- オ 一時避難場所の決定及び周知並びに避難路の確認
- カ 市が実施する防災活動への参加及び協力等

#### (2) 災害時の活動

- ア 地域内の情報収集及び伝達
- イ 初期消火
- ウ 避難及び避難誘導
- エ 救助及び救出及び救護活動
- オ 高齢者、障害者、乳幼児等災害時要援護者等の安全確保
- カ 給食及び給水活動
- キ 防疫、衛生活動等

#### (コミュニティ協議会の役割)

第4条 コミュニティ協議会は、当該コミュニティ協議会の区域に所属する自主防災会を総括するとともに、必要に応じて助言及び協力を行う。

#### (市の支援)

第5条 市は、自主防災会が第3条に掲げる自主防災活動を推進するために、次に掲げる必要な支援を行う。

- (1) 広報活動 隣保協同の精神に基づく、自発的な防災組織の必要性を認識させるとともに、防災意識の高揚を図るため、広報活動を実施する。
- (2) 防災教育 災害に関する基礎知識及び救助、救出等防災技術の向上を図るため、講習会等の

開催、訓練の実施等を通じた防災教育を実施する。

(3) 防災活動事業支援 自主防災会組織の基礎づくり及び防災活動の円滑化並びに防災資機材の充実を図るため、必要な支援を行う。

(4) その他 自主防災会活動に対して、必要な助言及び協力を行う。

## 第2章 自主防災活動奨励金

(交付基準)

第6条 前条第3号に定める支援内容のうち、自主防災会が訓練の実施及び防災啓発その他必要な防災活動を推進するために必要な経費への支援として自主防災活動奨励金（以下「奨励金」という。）を交付する。

2 奨励金の交付基準は、次のとおりとする。

(1) 交付対象事業及び対象経費 自主防災会が訓練、啓発活動等に要する経費であり、その対象は、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料等とし、備品購入費、工事請負費等に要する経費は、対象外とする。

(2) 交付額基準 1 自主防災会当たり、均等割額1万円に、自主防災会内の世帯数（毎年4月1日現在）に300円を乗じて得た額を加算した額を上限とする。

(交付申請)

第7条 前条第1項に定める奨励金の申請に当たっては、コミュニティ協議会は、所属する自主防災会の活動経費を取りまとめて、あらかじめ市長に自主防災活動奨励金交付申請書（様式第1号）及び自主防災活動奨励金事業計画書（様式第2号）を提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第8条 市長は、第6条の規定に基づき、奨励金の交付を決定したときは、自主防災活動奨励金交付決定通知書（様式第3号）により、当該コミュニティ協議会に通知するものとする。

(変更等)

第9条 コミュニティ協議会は、所属する自主防災会が、前条の規定による決定に係る事業（以下この章において「補助事業」という。）の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、あらかじめ市長に自主防災活動奨励金変更等申請書（様式第4号）及び自主防災活動奨励金変更等事業計画書（様式第5号）を提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、変更等による増減額が、既に交付決定している額の2割以内となる場合は、同項に規定する申請書及び計画書の提出を免除することができる。

(変更等決定の通知)

第10条 市長は、前条第1項に規定する申請書及び計画書を受理したときは、第8条の規定に準じ、自主防災活動奨励金変更等決定通知書（様式第6号）により、当該コミュニティ協議会に通知するものとする。

(概算払)

第11条 市長は、第8条の規定により交付決定した額の7割以内について、当該コミュニティ協議会からの自主防災活動奨励金概算払請求書（様式第7号）に基づき概算払を行うものとする。

2 前項の規定による概算払金の交付後、前条の規定による交付決定の変更があった場合は、概算

払の額は変更しないものとし、第13条の規定による奨励金の額の確定に基づき、第14条の規定による精算払又は第15条の規定による返還を行う。

(実績の報告)

第12条 コミュニティ協議会は、所属する自主防災会の補助事業が終了したときには、完了の日から起算して20日を越えない日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、自主防災活動奨励金実績報告書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(奨励金の額の確定)

第13条 市長は、前条に規定する実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合することを認めた場合に、交付すべき奨励金の額を確定して当該コミュニティ協議会に自主防災活動奨励金確定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

2 市長は、交付決定した額と前項の規定による奨励金の確定額が同一の場合には、前項に規定する確定通知書の作成及び送付を省略するものとする。

(精算払)

第14条 市長は、前条第1項に規定する奨励金の確定額から第11条の概算払の額を控除した残額について、当該コミュニティ協議会からの自主防災活動奨励金精算払請求書(様式第10号)に基づき交付するものとする。

(交付決定の取消し又は奨励金の返還)

第15条 市長は、コミュニティ協議会又は所属する自主防災会が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金に係る交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は概算払により交付した額の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱及び交付決定に付した条件に違反した場合
- (2) 奨励金を他の用途に使用した場合
- (3) 奨励金の運用又は補助事業の執行方法が不適切と認められる場合
- (4) 実支出額が概算払の額に比べて減少した場合
- (5) 市長の承認を受けないで補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止した場合

(遅延利息)

第16条 コミュニティ協議会は、前条の規定により奨励金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納額について年14.6%の割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があると認めた場合は、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(関係書類の整備)

第17条 コミュニティ協議会及び自主防災会は、補助事業にかかる収支を記載した帳簿及びその証拠となる書類を整備し、これらの書類を補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めた場合は、この限りでない。

第3章 自主防災施設等整備補助金、地区集会所等耐震改修補助金

(交付基準)

第18条 第5条第3号に定める支援内容のうち、自主防災会が自らの地域の防災能力の向上及び強化を図るため、必要な防災資機材の整備に要する経費への支援として自主防災施設等整備補助金を交付する。

2 第5条第3号に定める支援内容のうち、自主防災会の活動拠点となる集会所等の耐震改修に対し、その改修に要する設計費及び工事費への支援として地区集会所等耐震改修補助金を交付する。

3 前2項に規定する補助金(以下「補助金」という。)の交付基準は、次のとおりとする。

【自主防災施設等整備補助金、地区集会所等耐震改修補助金交付基準】

項目	自主防災施設等整備補助金(第1項)	地区集会所等耐震改修補助金(第2項)
補助事業及び補助対象経費	(1) 消火栓器具箱及びその中に格納される消火器具類等で、次に掲げるもの ①格納箱、②ホース、③管そう、④ノズル、⑤Tハンドル、⑥媒介金具、⑦その他消火栓器具箱設備で市長が認めるもの (2) 自主防災活動に必要な1品当たりの単価が3万円以上の防災資機材で、次に掲げるもの ①防災倉庫、②無線機、③発電機・投光機、④消防用ホース、⑤担架・リヤカー・エンジンカッター等救助・救出資機材、⑥移動式かまど・非常用トイレ・テント等避難所資機材、⑦その他防災資機材で市長が認めるもの	市が実施した耐震診断結果により、下記の要件に該当する施設 (1) 木造施設 総合判定結果が1.0未満であり、総合判定を1.0以上かつ0.3以上向上させる耐震補強を含む耐震改修計画を策定した施設 (2) 非木造施設 構造耐震指標(IS値)が0.6未満の施設 (3) 前記のほか、倒壊のおそれがある建物であり、市長が認める施設
補助率等	(1) 補助率：消火栓器具箱等：2/3以内、防災資機材等：1/2以内 (2) 限度額等：1件当たりの補助額は30万円を上限	(1) 補助率：10/10 (2) 限度額：補助額は500万円を上限
適用	(1) 本補助金は、防災資機材備品等に対する補助制度であり、構造物等の整備及び改修については対象外とする。ただし、防災資機材備品等を収納するための防災倉庫の整備については、対象とする。	(1) 耐震改修にかかる工事(撤去・復旧含む)以外の工事は対象外

(交付申請)

第19条 前条に定める補助金の申請に当たっては、コミュニティ協議会が所属する自主防災会の補助事業をとりまとめて、あらかじめ市長に補助金交付申請書(様式第11号)及び補助事業計画書(様式第12号)を提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第20条 市長は、第18条の規定に基づき、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書(様式第13号)により、当該コミュニティ協議会に通知するものとする。

(変更等)

第21条 コミュニティ協議会は、所属する自主防災会が、前条の規定による決定に係る事業(以下この章において「補助事業」という。)の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃

止しようとする場合は、あらかじめ市長に補助事業変更等申請書（様式第14号）及び補助事業変更等計画書（様式第15号）を提出し、その承認を得なければならない。

2 第9条第2項の規定は、補助金の変更等に係る申請について準用する。

（変更等決定の通知）

第22条 市長は、前条第1項に規定する申請書及び計画書を受理したときは、第20条の規定に準じ、補助事業変更等決定通知書（様式第16号）により、当該コミュニティ協議会に通知するものとする。

（概算払・前金払）

第23条 市長は、補助事業の実施に必要と認めた場合は、当該コミュニティ協議会からの補助金概算払・前金払請求書（様式第17号）に基づき、補助金の一部又は全部を概算又は前金により交付することができる。

（実績の報告）

第24条 コミュニティ協議会は、補助事業が終了したときには、完了の日から起算して20日を越えない日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第18号）を市長に提出しなければならない。

2 コミュニティ協議会は、資金繰りの事由により事業費を支払うことができない場合は、当該事業費の請求書を支払証拠書類として扱うことができる。この場合において、当該コミュニティ協議会は、補助金受領後に速やかに支払を行い、市長に領収書の写しを提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第25条 市長は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合することを認めた場合に、交付すべき補助金の額を確定して当該コミュニティ協議会に補助金確定通知書（様式第19号）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第26条 市長は、交付すべき補助金の額を確定したのち、当該コミュニティ協議会からの補助金請求書（様式第20号）に基づき補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第27条 市長は、コミュニティ協議会又は所属する自主防災会が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金に係る交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は概算払若しくは前金払により交付した額の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱及び交付決定に付した条件に違反した場合
- (2) 補助金を他の用途に使用した場合
- (3) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不適切と認められる場合
- (4) 実支出額が概算払の額又は前金払の額に比べて減少した場合
- (5) 市長の承認を受けないで補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止した場合

（遅延利息）

第28条 補助金の返還金の遅延利息については、第16条の規定を準用する。

（財産処分制限）

第29条 自主防災会は、自主防災施設等整備補助金の補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「補助財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に反して、補助財産を使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、コミュニティ協議会は、所属する自主防災会が所有する補助財産を用途変更し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、補助財産処分申請書（様式第21号）を市長に提出しなければならない。ただし、補助財産が、補助金の交付目的及び当該財産の耐用年数を勘案して、市長が必要ないと認めた場合はこの限りでない。

3 市長は、補助財産処分申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助財産の処分を決定し、補助財産処分決定通知書（様式第22号）により通知するものとする。

4 自主防災会が市長の決定を得て財産を処分したことにより収入を得た場合には、市長は、その交付した補助金の全部又は一部に相当する額を納付させることができる。

（関係書類の整備）

第30条 関係書類の整備については、第17条の規定を準用する。

#### 第4章 その他必要な事項

（必要な指示等）

第31条 市長は、奨励金及び補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは目的を達成するに必要な限度において、奨励金及び補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

（その他）

第32条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

（交付要綱等の廃止）

2 この要綱の施行にともない、田原市地域コミュニティ活動振興奨励金等交付実施要領及び田原市地域コミュニティ施設等整備補助金交付要領は廃止する。

（有効期限）

3 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の田原市自主防災活動推進要綱の規定に基づき作成されている様式の要旨は、改正後の田原市自主防災活動推進要綱の規定にかかわらず、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

## 16 災害救助法施行細則

昭和40年10月29日規則第60号

最終改正 平成28年6月24日規則第55号

(趣旨)

第1条 この規則は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和22年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「規則」という。）の施行に関する事項を定めるものとする。

第2条 削除

削除〔平成12年規則77号〕

(救助実施区域の公告)

第3条 知事は、法による救助（以下「救助」という。）を実施するときは、すみやかに救助を実施する市区町村の区域を公告するものとする。

第4条 削除削除〔平成12年規則77号〕

(救助の程度、方法及び期間)

第5条 令第三条の救助の程度、方法及び期間は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成二十五年内閣府告示第二百二十八号）に定めるところによる。ただし、知事は、これによることができない特別の事情があると認めるときは、その都度内閣総理大臣に協議し、これを超えて救助を実施するものとする。一部改正〔平成12年規則77号・13年1号・26年4号・29年33号〕

(物資の保管等に関する公用令書等)

第6条 規則第1条の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書（以下次条及び第8条において「公用令書等」という。）は、次の各号に掲げる様式による。

(1) 物資の保管を命ずる場合の公用令書 様式第1

(2) 物資を収用し、施設を管理し、又は土地、家屋若しくは物資を使用する場合の公用令書 様式第2

(3) 公用変更令書 様式第3

(4) 公用取消令書 様式第4

(受領書)

第7条 前条の公用令書等の交付を受けた者は、受領書を直ちに知事に提出しなければならない。

(強制物件台帳) 第8条第6条の公用令書等を交付したときは、強制物件台帳（様式第5）に所要事項及びその後の経過を記録しておくものとする。

(受領調書)

第9条 規則第2条第3項の受領調書は、様式第6による。②当該職員は、前項の受領調書を作成するときは、物資の引渡しをした所有者又は占有者を立ち合わせなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

一部改正〔平成19年規則29号〕

(損失補償請求書)



第10条 規則第3条第1項の損失補償請求書は、様式第7によらなければならない。

(従事命令に関する公用令書等)

第11条 規則第4条第1項及び第3項の公用令書及び公用取消令書は、次の各号に掲げる様式による。

1 公用令書様式第8 2 公用取消令書 様式第9

(受領書に関する規定の準用)

第12条第7条の規定は、前条の公用令書又は公用取消令書の交付を受けた者の受領書について準用する。

(救助従事者台帳)

第13条 第11条の公用令書又は公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳(様式第10)に所要事項及びその後の経過を記録しておくものとする。

(従事不能の場合の届出)

第14条 規則第4条第2項の規定による届出は、従事不能届(様式第11)に次の各号に掲げる書類を添えてしなければならない。1 負傷又は病気により救助に関する業務に従事することができない場合においては、医師の診断書。ただし、やむを得ない事情により医師の診断書が得られないときは、警察官の証明書 2 天災その他避けることのできない事故により救助に関する業務に従事することができない場合においては、市区町村長、警察官又はその他適当な公務員の証明書類の供出、工事業者

第15条 法第7条第5項の規定による実費弁償の程度は、別表第1のとおりとする。一部改正〔平成26年規則4号・平成29年規則33号〕

(実費弁償請求書)

第16条 規則第5条の実費弁償請求書は、様式第12によらなければならない。

(身分を示す証票)

第17条 法第10条第3項において準用する法第6条第4項の身分を示す証票は、様式第13による。一部改正〔平成26年規則4号〕

(扶助金支給申請書)

第18条 規則第6条第1項の扶助金支給申請書は、様式第14によらなければならない。②前項の扶助金支給申請書には、規則第6条第2項各号の書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 1 療養扶助金を除く各扶助金の支給申請書については、令第8条第2項の支給基礎額の認定に必要な書類
- 2 休業扶助金支給申請書については、前号に定める書類のほか、療養のため休養を必要とする旨の医師の診断書及び負傷し、又は病気にかかったため、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、ほかに収入を得ることができない等特に扶助金の支給を必要とする理由を詳細に記載した書類
- 3 打切扶助金支給申請書については、第1号に定める書類のほか、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書一部改正〔平成26年規則4号〕

(扶助金の支給基礎額)

第19条 令第8条第2項第2号及び第3号の扶助金の支給基礎額は、別表第2のとおりとする。一部改

正〔平成26年規則4号平成29年33号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第15条関係）

1 令第4条第1号から第4号までに規定する者

- (1) 日当県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮してその都度決定する額以内
- (2) 時間外勤務手当日当の額を8で除して得た額を勤務1時間当たりの給与額として職員の給与に関する条例（昭和42年愛知県条例第3号）第15条の規定の例により算定される額以内
- (3) 旅費職員等の旅費に関する条例（昭和29年愛知県条例第1号）別表第1の1による一般職員相当額以内2令第4条第5号から第10号までに規定する事業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100の3の額を加算した額以内

2 令第4条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100の3の額を加算した額以内

別表第2（第19条関係）

対象者	扶助金の支給基礎額
法第7条の規定により救助に関する業務に従事した者のうち、労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定する労働者でない者	事故発生の年の前1年間におけるその者の所得（当該事業又は当該業務に伴う所得以外の所得及び退職金等の臨時所得を除く。以下同じ。）の額を365で除して得た額（以下「基準収入額」という。）に相当する額。ただし、その者の基準収入額が、その地方で、同種同規模の事業を営み、又は同様の業務に従事する者の前1年間における所得の額の平均額を365で除して得た額（以下「標準収入額」という。）を超えるときは、原則として、標準収入額に相当する額とする
法第8条の規定により救助に関する業務に協力した者	警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和27年政令第429号）第5条に規定する給付基礎額の例による額

## 17 災害救助法の適用基準

### 1 適用の要件

- (1) 災害のため一定規模以上の被害を生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。
- (2) 法による救助の要否は市（区）、町、村単位で判定すること。
- (3) 原則として同一の原因による災害であること。

### 2 適用基準（災害救助法施行令第1条第1項）

#### (1) 住家等への被害が生じた場合

ア 市（区）町村内の全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数がそれぞれ次の世帯数以上に達したとき（第1号）。

市（区）町村の人口		住家滅失世帯数
5,000人未満		30世帯
5,000人以上	15,000人未満	40 "
15,000 "	30,000 "	50 "
30,000 "	50,000 "	60 "
50,000 "	100,000 "	80 "
100,000 "	300,000 "	100 "
300,000 "		150 "

イ 被害世帯数がアの基準に達しないが、県下で住家滅失世帯数が2,500世帯以上に達した場合であって、市（区）町村の住家滅失世帯数が次に示す世帯以上に達したとき（第2号）。

市（区）町村の人口		住家滅失世帯数
5,000人未満		15世帯
5,000人以上	15,000人未満	20 "
15,000 "	30,000 "	25 "
30,000 "	50,000 "	30 "
50,000 "	100,000 "	40 "
100,000 "	300,000 "	50 "
300,000 "		75 "

ウ 被害世帯数がア又はイの基準に達しないが、県下で住家滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合であって、市（区）町村で多数の世帯の住家が滅失したとき（第3号前段）。

エ 被害世帯数が、ア、イ及びウに該当しないが、下記の特別な事情がある場合であって、市（区）町村で多数の世帯の住家が滅失したとき（第3号後段）。

- ・災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(注) 適用の基準となる被害世帯の換算等の計算は、次の方法による。

- ① 住家の滅失した世帯の算定にあたっては、全焼、全壊、流出等により住家の滅失した世帯数

のほか、住家が半壊半焼等著しく損傷した世帯においては2世帯をもって、床上浸水又は土砂たまり積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した一の世帯とみなす。

- ② 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数とは関係なく、あくまでも世帯数で計算する。例えば、被害戸数は1戸であっても、3世帯が居住していれば3世帯として計算する。
- ③ 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活本拠の所在地等総合的条件を考慮して実情に即した決定をする。
- ④ 多数の世帯とは、四囲の状況に応じて個々に判断されるべきものであるが、最低5世帯以上をいう。

(2) 生命・身体への危害が生じた場合

被害が、ア、イ、ウ及びエに該当しないが、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、下記の基準に該当したとき（第4号）。

- ・ 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、非難して継続的に救助を必要とすること。
- ・ 災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

## 18 田原市被災者生活再建支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）による支援の対象とならない世帯に対して支給する田原市被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、竜巻、落雷その他の異常な自然現象により市内において生ずる被害をいう。
- (2) 被災世帯 被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第1条各号の規定に該当しない自然災害により被害を受けた世帯をいう。
- (3) 基礎支援金 住宅の被害の程度に応じて支給する支援金をいう。
- (4) 加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給する支援金をいう。
- (5) 半壊解体・敷地被害解体 自然災害により居住する住宅が半壊し、又は居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至ったものをいう。
- (6) 長期避難 自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれるものをいう。
- (7) 大規模半壊 自然災害により居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められるものをいう。
- (8) 中規模半壊 自然災害により居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められるものをいう。

(支援金の支給)

第3条 市長は、この要綱の施行の日以後に生じた自然災害による、次の各号に掲げる被災世帯の世帯主（以下「支援対象者」という。）に対し、別表のとおり支援金を支給するものとする。

- (1) 全壊世帯（当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯をいう。）
- (2) 半壊解体・敷地被害解体世帯（その居住する住宅が半壊解体・敷地被害解体の状態となった世帯をいう。以下同じ。）
- (3) 長期避難世帯（その居住する住宅が長期避難の状態となった世帯をいう。以下同じ。）
- (4) 大規模半壊世帯（その居住する住宅が大規模半壊の状態となった世帯（前2号に該当する世帯を除く。）をいう。）

(5) 中規模半壊世帯（その居住する住宅が中規模半壊の状態となった世帯（前3号に該当する世帯を除く。）をいう。）

2 加算支援金については、市内で住宅の再建（建設若しくは購入、補修又は賃借をいう。以下同じ。）を行う場合に限るものとする。

（支給申請）

第4条 支援金の支給を受けようとする支援対象者は、田原市被災者生活再建支援金支給申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票等世帯が居住する住宅の所在及び世帯の構成が確認できる市が発行する証明書
- (2) 住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の被害を受けたことが確認できる市が交付する罹災証明書
- (3) 半壊解体・敷地被害解体世帯の世帯主が申請するときは、住宅に半壊の被害又は住宅の敷地に被害を受け、当該住宅をやむを得ず解体したことが確認できる証明書
- (4) 半壊解体・敷地被害解体世帯のうち住宅の敷地に被害を受けた世帯の世帯主が申請するときは、宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書その他住宅の敷地に被害を受けたことが確認できる証明書
- (5) 長期避難世帯の世帯主が申請するときは、長期避難世帯に該当する旨の市による証明書
- (6) 加算支援金の支給を申請するときは、住宅を再建したことを示す支援対象者又は支援対象者同一世帯に属する者が契約者となっている契約書等の写し及び資金計画
- (7) 振込先口座を確認できる預金通帳の写し等の書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

（申請期間）

第5条 前条の規定による申請を行うことができる期間は、当該支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して、基礎支援金にあつては13月を経過する日まで、加算支援金にあつては37月を経過する日までとする。ただし、市長は、被災地における危険な状況の継続その他やむを得ない事情により、その期間内に支援対象者が支援金の支給申請をすることができないと認める場合は、その期間を延長することができる。

（支給決定等の通知）

第6条 市長は、第4条の規定による支援金の申請があつた場合は、支援金の支給の適否を審査し、支援金を支給すべきものと決定したときは田原市被災者生活再建支援金支給決定通知書（様式第2号）により、支給しないことを決定したときは田原市被災者生活再建支援金支給却下決定通知書（様式第3号）により、当該申請をした者に速やかに通知するものとする。

（支援金の請求）

第7条 支援対象者は、前条の規定による支給決定を受けたときは、田原市被災者生活再建支援金請求書（様式第4号）により市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求に基づき支援金を支給するものとする。

（状況報告）

第8条 支援対象者は、第6条の規定により加算支援金の支給の決定を受けた場合で、住宅の再建が完了したときは、再建後速やかに田原市被災者生活再建支援金再建状況報告書（様式第5号）

に、第4条の規定による申請のとおり住宅の再建が完了したことが分かる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(支給決定の取消し)

第9条 市長は、支援対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条の規定による支援金の支給の決定（以下「支給決定」という。）の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により支給決定又は支援金の支給を受けたとき。
- (2) 第4条の規定による申請のとおり住宅の再建を実施しなかったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、支給決定を取り消す必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により支給決定の全部又は一部を取り消した場合は、田原市被災者生活再建支援金支給決定取消通知書（様式第6号）により支援対象者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により支給決定を取り消した場合において、当該支給取消しに係る部分について既に支援金が支給されているときは、田原市被災者生活再建支援金返還請求書（様式第7号）により、支援対象者にその返還を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定により返還を命じた支援金が定められた期日までに返還されなかったときは、当該期日の翌日から納付のあった日までの日数に応じて、その未納付額につき、年14.6パーセントの割合で算出した延滞金を市に納付させるものとする。

3 市長は、前項の場合においてやむを得ない事情があると認めた場合は、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第11条 この要綱の実施に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月9日から施行し、改正後の第3条第1項（第5号に係る部分に限る。）の規定は、令和2年7月3日以後に発生した自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主について適用する。

## 19 田原市罹災証明書等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の区域内で発生した災害による被害を受けた者の証明に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（火災を除く。）をいう。
- (2) 住家 社会通念上の住家であるかどうかを問わず、現実に居住のため使用している建物及び常時人が居住している建築物の部分をいう。
- (3) 住家以外の物件 住家以外の建築物、建築物に付随する外構及び構築物又は自動車等の動産その他これに類するものをいう。
- (4) 人的被害 災害による人への被害をいう。

(証明書の種類及び内容)

第3条 この要綱により交付する証明書の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれの証明の内容は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 罹災証明書（様式第1号） 災害対策基本法第90条の2第1項に規定する罹災証明書で、災害による住家の被害について、実地調査等によりその事実を市が確認することができる場合に限り、その被害の程度について証明するものをいう。
- (2) 罹災届出証明書（様式第2号） 災害により被害を受けた住家が確実な証拠によって立証できない場合若しくは被害の程度の判定を要しない場合又は住家以外の物件若しくは人的被害について、市長に届け出た事実を証明するものをいう。

2 前項の規定に基づき市長が交付する証明書は、災害による被害額は証明しない。

(証明書の交付対象者)

第4条 証明書の交付を申請することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 災害を受けた住家又は住家以外の物件の所有者（その相続人を含む。）
- (2) 災害を受けた住家又は住家以外の物件の使用人
- (3) 人的被害を受けた者（その相続人を含む。）
- (4) その他市長が認める者

(証明書の交付申請等)

第5条 罹災証明書の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、罹災した日から90日以内に罹災証明書交付申請書（様式第3号。以下「申請書」という。）により市長に申請しなければならない。ただし、急を要する場合は口頭により申請を行い、次条第1項の規定による実地調査後に申請書を提出することができる。

2 罹災届出証明書の交付を受けようとする者（以下「届出者」という。）は、罹災届出書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 罹災の状況が分かる写真又は診断書若しくは行方不明者届の写し



(2) 前号に掲げるもののほか罹災の状況が分かる書類等

3 前2項の場合において、申請者又は届出者は、運転免許証、個人番号カードその他申請者又は届出者本人であることを示す書類を提示しなければならない。

(実地調査)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請（同項ただし書に規定する口頭による申請を含む。）があったときは、内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等に基づき、住家に生じた被害の状況を実地に調査しなければならない。ただし、当該申請に係る被害について、申請者が準半壊に至らない被害であることを自ら判定しており、かつ、被害の状況を示す写真等の資料から一部損壊となることが一見して明らかに判定することができる場合は、申請者の同意を得た上で実地調査を省略することができる。

2 市長は、前条第2項の規定による届出があったときは、同項各号に掲げる書類により罹災状況を確認し、原則として実地調査は行わないものとする。

(被害の程度の認定基準等)

第7条 住家の罹災による被害の程度の認定基準は、別表第1のとおりとする。

2 人的被害の区分は、別表第2のとおりとする。

(証明書の交付)

第8条 市長は、申請書又は罹災届出書を受けた場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、第6条の規定による調査等の結果を踏まえ、罹災証明書又は罹災届出証明書を交付するものとする。

2 証明書の様式がその提出先において特に定めがあるときは、当該様式への証明をもって前項の規定による証明書の交付に代えることができる。

(再調査の申請等)

第9条 罹災証明書の交付を受けた者は、当該罹災証明書により証明された被害の程度について相当の理由をもって修正を求めるときは、当該罹災証明書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、市長に対し住家に生じた被害の状況の再調査を申請することができる。

2 前項の規定により再調査を希望する者は、罹災証明被害認定再調査申請書（様式第4号。以下「再調査申請書」という。）を市長に提出しなければならない。この場合において、再調査申請書の提出をもって申請書の提出とみなす。

3 第6条第1項本文及び前条の規定は、再調査について準用する。この場合において、同項本文中「前条第1項の規定による申請（同項ただし書に規定する口頭による申請を含む。）があったとき」とあるのは「第9条第2項後段の規定により申請書とみなされる再調査申請書を受けたとき」と、同条第1項中「申請書又は罹災届出書」とあるのは「第9条第2項後段の規定により申請書とみなされる再調査申請書」と、「罹災証明書又は罹災届出証明書」とあるのは「罹災証明書」と読み替えるものとする。

(代理による申請等)

第10条 第5条第1項の規定による申請及び同条第2項の規定による届出、第8条（前条第3項において準用する場合を含む。）の規定により交付される証明書の受領並びに前条第2項の規定による再調査の申請は、代理人によってすることができる。この場合において、代理人は、委任

状（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（手数料）

第11条 証明書の交付に係る手数料は、無料とする。

（事務分担）

第12条 罹災証明書に係る事務分担は、次のとおりとする。

- (1) 申請書の受付及び罹災証明書の交付 市民環境部市民課及び赤羽根市民センター並びに渥美支所市民生活課（以下「市民課等」という。）
- (2) 第5条第1項ただし書の規定による口頭申請の受付 総務部税務課及び市民課等
- (3) 実地調査及び再調査申請書の受付 総務部税務課

2 罹災届出証明書に係る事務は、市民課等において処理する。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月8日から施行する。

別表第1（第7条関係）

被害の程度	認定基準
全 壊	<p>住家の全部が倒壊し、流失し、又は埋没し、その基本的機能を喪失したものの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なものとして次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 住家の倒壊し、流失し、又は埋没した部分（以下「損壊部分」という。）の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの</p> <p>(2) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表した場合における、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの</p>
大規模半壊	<p>住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難なものとして次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 損壊部分の床面積がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの</p> <p>(2) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表した場合における、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの</p>
中規模半壊	<p>住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住家に居住することが困難なものとして次の各号のいずれかに該当するもの</p>

	<p>(1) 損壊部分の床面積がその住家の床面積の30%以上50%未満のもの</p> <p>(2) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表した場合における、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもの</p>
半 壊	<p>住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のも として次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 損壊部分の床面積がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの</p> <p>(2) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表した場合における、その住家の損害割合が20%以上30%未満のもの</p>
準半壊	<p>住家が半壊に準ずる程度の損傷を受けたものとして次の各号のいずれかに 該当するもの</p> <p>(1) 損壊部分の床面積がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの</p> <p>(2) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表した場合における、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの</p>
一部損壊	全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊に至らない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のもの
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊には該当しないが、土砂竹林の堆積により一時的に居住することができないもの
床下浸水	床上浸水には至らない程度に浸水したもの

別表第2（第7条関係）

区 分	状 態
死 亡	災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの
行方不明	災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがあるもの
重 症	災害が原因で負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1月以上の治療を要する見込みのもの
軽 症	災害が原因で負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1月未満の治療を要する見込みのもの

## 20 田原市災害時看護職ボランティア事前登録制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、大地震等の災害の発生時において、被災した市民の生命と健康を守るため、看護職ボランティアを事前に登録することにより、災害発生時の市内における医療救護活動を迅速かつ適切に行うことを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 看護職ボランティア 市内に在住又は在勤の保健師、助産師、看護師又は准看護師の資格を有する者のうち、自発的な意思と善意によって、災害時に医療救護活動に当たるものをいう。
- (2) トリアージ 通常の医療体制の能力を超えた多数の傷病者が発生した状況において、限られた人的資源及び物的資源を最大限効率的に活用して最大多数の傷病者の生命を救うため、患者を証病の重症度によって分類し、治療の優先順位を決める行為をいう。

### (活動内容)

第3条 看護職ボランティアの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 医療救護所における医師の指示に基づくトリアージの補助
- (2) 医療救護所における被災傷病者に対する応急処置及び看護
- (3) 避難所等における避難者への健康相談及び健康管理業務
- (4) 個別訪問における健康相談
- (5) 前各号に掲げるもののほか、医療救護及び保健活動に関する業務

### (活動期間)

第4条 看護職ボランティアの活動期間は、救護所開設の日からおおむね3日間とする。ただし、必要に応じて期間を延長することができる。

### (登録)

第5条 看護職ボランティアとして登録しようとする者は、田原市災害時看護職ボランティア登録申込書(様式第1号)にその有する資格を証するものの写しを添付し、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により申込みがあった場合は、その適否を審査し、適当と認めるときは、田原市災害時看護職ボランティア事前登録簿(様式第2号)に登録するものとする。

### (登録証の交付)

第6条 市長は、前条第2項の規定により登録した者(以下「登録者」という。)に田原市災害時看護職ボランティア登録証(様式第3号。以下「登録証」という。)を交付する。

- 2 登録者は、救護活動を行う場合は、登録証を常に携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

### (研修等の機会提供)

第7条 市長は、登録者相互の連携及び人的ネットワーク化の推進を図るとともに、救護活動に関する知識の向上に寄与するため、登録者に対し必要な情報及び研修等の機会の提供に努めるもの

とする。

(登録変更)

第8条 登録者は、第5条第2項の規定により登録された内容に変更があったときは、田原市災害時看護職ボランティア事前登録変更届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(登録抹消)

第9条 市長は、登録者から田原市災害時看護職ボランティア事前登録辞退届(様式第5号)の提出があったときは、当該登録を抹消するものとする。

(報酬)

第10条 看護職ボランティアの報酬は、無償とする。

(補償)

第11条 看護職ボランティアの活動中の事故等に対する補償については、市が加入するボランティア活動保険に基づき損害補償費を支給するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、看護職ボランティアの登録制度に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

## 2.1 田原市災害時避難行動要支援者支援制度実施要綱

田原市災害時要援護者支援制度実施要綱（平成24年6月1日施行）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）及び田原市地域防災計画に基づき、避難行動要支援者名簿の作成及び避難支援等関係者に対する情報の提供に関し必要な事項を定めることにより、避難支援体制の整備並びに平常時における見守り及び支援等への取組を推進し、もって安心して暮らすことのできるまちづくりを推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「避難行動要支援者」とは、法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者のうち、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の規定により受けている要介護認定に係る要介護状態区分が要介護3から要介護5までの者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者（障害程度の等級が1級又は2級である者に限る。）
- (3) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けている者（障害の程度が重度（A判定）である者に限る。）
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（障害等級が1級である者に限る。）
- (5) 65歳以上で同居する者がいない者又は65歳以上のみの世帯の者
- (6) その他支援を必要とする者

（避難支援等関係者）

2 この要綱において「避難支援等関係者」とは、避難支援等の実施に携わる者のうち、次に掲げる者をいう。

- (1) 田原市消防本部
- (2) 愛知県警察
- (3) 民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6節に規定する児童委員
- (5) 田原市社会福祉協議会
- (6) 田原市民協働まちづくり条例（平成20年田原市条例第1号）第2条第9号アに規定する自治会
- (7) その他避難支援等の実施に携わる関係者

3 この要綱において「避難支援等」とは避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいう。

4 この要綱において「避難行動要支援者名簿」とは、避難支援等を実施するための基礎となる名簿をいう。

(避難行動要支援者名簿の作成)

第3条 市長は、その保有する情報及び関係機関から収集した情報等を利用し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

2 市長は、避難行動要支援者名簿に避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(名簿情報提供における同意確認)

第4条 市長は、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を平常時から避難支援等関係者に提供することについての同意を確認するため、避難行動要支援者に田原市災害時避難行動要支援者名簿登録申請書兼同意確認書（様式第1号。以下「同意確認書」という。）を送付し、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録した情報（以下「名簿情報」という。）を送付するものとする。

2 避難行動要支援者は、名簿情報を避難支援等関係者に提供することについて同意する場合は、同意確認書に前条第2項各号に規定する必要事項を記入し、市長に届け出なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、避難行動要支援者が、障害等により本人による届出が困難な場合は、代理人による届出ができるものとする。

(名簿情報の提供)

第5条 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報のうち前条第2項の規定により同意を得て登録された避難行動要支援者に係る名簿（以下「同意者名簿」という。）の情報を提供することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法第49条の1第3項の規定により、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し名簿情報を提供することができる。

(名簿情報の利用)

第6条 市長は、法第49条の1第1項の規定により、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を利用することができる。

2 避難支援等関係者は、前条第1項の規定により提供を受けた名簿情報を次に掲げる行動に利用することができる。

- (1) 災害時等における避難誘導、安否確認、救出活動等
- (2) 前号の活動を容易にするために日常生活において行う声かけ、相談等
- (3) 防災訓練及び避難訓練
- (4) その他避難行動要支援者の避難支援に関すること。

(名簿情報の漏えい防止のための措置)

第7条 第5条の規定により名簿情報の提供を受けた者（以下「名簿情報受領者」という。）は、当該提供を受けた名簿情報の漏えいの防止のために次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 名簿情報を施錠可能な場所へ保管する等厳重な保管を行うこと。
- (2) 名簿情報を必要以上に複製しないこと。
- (3) 名簿情報受領者が団体である場合は、その団体内部で名簿情報を取り扱う者を限定すること。

(利用及び提供の制限)

第8条 名簿情報受領者は、避難支援等の用に供する目的以外のために当該名簿情報を自ら利用し、又は他の者には提供してはならない。

(守秘義務)

第9条 名簿情報受領者は、避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。名簿情報を受けるべき者でなくなった後も同様とする。

(登録の変更)

第10条 第4条第2項の規定による名簿の提供に同意する避難行動要支援者（以下「名簿提供同意者」という。）又はその代理人（以下「名簿提供同意者等」という。）は、同意確認書に記載された内容に変更が生じたときは、変更事項を記載した同意確認書により、速やかに市長に届け出なければならない。

(登録の取りし)

第11条 名簿提供同意等は、同意者名簿の登録の取消しを求める場合は、田原市災害時避難行動要支援者名簿登録取消申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、名簿提供同意者等から、前項に規定する届出書の提出がない場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、同意者名簿の登録を取り消すことができる。

- (1) 名簿提供同意者が死亡した場合
- (2) 名簿提供同意者が市外に転出した場合
- (3) 名簿提供同意者が施設入所等により施設への転居手続きを行った場合
- (4) 名簿提供同意者が避難行動要支援者でなくなった場合

(名簿情報の更新)

第12条 市長は、避難行動要支援者の実態を的確に把握し、確実な避難支援等の体制を整備するため、避難行動要支援者名簿を年2回更新し、名簿情報を最新の状態に保持するものとする。

2 市長は、名簿情報を更新したときは、第5条第1項の規定により同意者名簿の情報を提供した避難支援等関係者に更新後の同意者名簿の情報を提供するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月24日から施行する。